

第5号議案

定款変更（第3章会員）承認の件

第3章 会員

新	旧（現在）
<p>第5条 本会に次の会員を置く。</p> <p>(1) 正会員 個人で、本会の目的に賛同して入会した者</p> <p>(2) 準会員 A 正会員と生計を一にする親族で、正会員と共有の不動産所得のみを有する者</p> <p>(3) 準会員 B <u>上記(1)のうち給与収入、年金収入のみで、確定申告書作成指導を希望する者</u></p> <p>(4) 賛助会員 上記(1)(2)(3)以外の個人、法人及びその他の団体で、申告書等の作成指導を希望せず、本会の事業を賛助するために入会した者</p>	<p>第5条 本会に次の会員を置く。</p> <p>(1) 正会員 <u>事業所得、不動産所得を有する個人</u>で、本会の目的に賛同して入会した者</p> <p>(2) 準会員 A 正会員と生計を一にする親族で、正会員と共有の不動産所得を有する者</p> <p>(3) 準会員 B <u>上記(1)(2)以外の個人で確定申告書Aの作成指導を希望する者</u></p> <p>(4) 賛助会員 上記(1)(2)(3)以外の個人、法人及びその他の団体で、申告書等の作成指導を希望せず、本会の事業を賛助するために入会した者</p>

附則

- 8 この定款の一部変更(第5条)は、第27回定時社員総会の決議があった日(令和7年5月26日)から施行する。